

石垣市 市民活動 保険制度 のご紹介

市民の皆様へ

石垣市では、市民・市民団体・自治会等が**ボランティア活動**を行う際に、事故にあつたり、第三者に損害を与えた場合の**保険制度**を創設しました。

みなさんのボランティア活動が、この保険の**対象となるかを確認**していただき、**万一の事故等があつた場合は、所定の手続**をお願いします。

パンフレット目次

- ・ 市民活動保険の概要 2
- ・ 保険の対象となる活動について 4
- ・ 補償の内容・金額について . . 6
- ・ 補償に関する疑問 Q&A . . . 7
- ・ 事故が発生した場合の手続 . . 11
- ・ 保険金支払時の必要書類 . . . 12
- ・ お問い合わせ先 12



石垣市 平和協働推進課

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

TEL 0980-82-1253 FAX 0980-87-9251

E-mail heiwa@city.ishigaki.okinawa.jp

URL https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/heiwa_kyodo/index.html



令和 2 年度
作成版

市民活動保険の概要

市民活動保険とは、**市民・市民団体・自治会等がボランティア活動（公共の利益を目的とした自主的な活動）**を行う際の事故リスクに対する保険です。

この保険によって、市民は保険費用負担や手続の手間を気にすることなく安心してボランティア活動をすることができます。

補償の対象（市民・市民団体・自治会等）

- ①**傷害補償** 市民等がボランティア活動中に**死亡・傷害**を負った場合に補償。※スポーツ活動に限り、応援者・観覧者がスポーツ活動に直接起因して負傷した場合も補償。
- ②**賠償補償** 市民等がボランティア活動中に、**第三者の身体や財物**に損害を与え、法的な損害賠償責任を負った場合に補償

ボランティア活動中の事故での
死亡・怪我等

補償

スポーツ活動に限り、応援者・観覧者がスポーツ活動に直接起因して負傷した場合も補償します。

活動中の身体傷害

傷害補償

死亡・後遺障害

入院

通院

ボランティア活動中に、他人を
ケガさせたり、
他人の物を壊した場合等

補償

第三者への賠償

賠償補償

身体賠償

財物賠償

保管物賠償

保険の開始日

- ・市民活動保険制度の開始日は、**令和3年（2021年）4月23日**予定です。場合によっては、この日以降の場合もありますので、担当課に確認ください。
- ・開始日、開始時間の前に発生した事故は、この保険の対象とはなりません。
- ・開始日以降は、毎年更新の予定です。

契約者・保険料

- ・ 契約者（保険料負担者）は石垣市のため、市民等の事前登録は不要
- ・ 事故発生後に当事者の市民等や相手方、被害の状況等を保険会社に報告

導入事例

- ・ 横浜市、名古屋市、大阪市、福岡市、北九州市など政令市での導入事例が多く見られますが、沖縄県内での導入はまだありません（令和2年現在）。

他の保険（ボランティア関連）との関係

- ・ 市主催または市の依頼によるボランティア活動等の参加者の身体傷害・死亡については、「市民総合賠償補償保険」（石垣市加入済み）でも**重複して補償可能**
- ・ 個別の団体や行事ごとのボランティア保険に加入している場合でも、**重複して補償可能**

全国市長会市民総合賠償補償保険

市主催行事・市から依頼されたボランティア活動

参加者の死亡・身体傷害・通院・入院への見舞金

契約者：市

死亡：300 万円／石垣市の場合（3口）

ボランティア保険

ボランティア活動保険

契約者：活動団体

ボランティア行事用保険

契約者：個人

事前に社会福祉協議会への登録が必要

参加者の身体傷害補償・第三者への損害賠償補償

保険の対象となる活動について

市民活動保険において、**保険の対象**は、広く公共の利益となる自主的かつ無償の活動です。

逆に**保険の対象とならない**のは、限られた集団・職場のための活動、学校等管理下の活動、自助的な活動、災害、犯罪、危険な活動などです。

保険の対象となる活動

保険の対象は、以下のすべてを満たす活動となります。

- ・自主的な団体や地域住民組織が行っている活動および個人が行っている活動
- ・広く公共の利益を目的とした自主的、自発的な活動
- ・活動が計画的に行われていること
- ・無報酬（交通費や弁当などの実費支給（実費弁済）を除く）の活動

対象となる活動の具体例

社会教育活動	・レクリエーション活動 ・文化・芸術活動（講演会、講座、音楽会等の開催）
社会福祉・奉仕活動	・福祉施設等の支援活動 ・高齢者・障害者等の支援活動（生活介助、手話通訳、送迎等） ・清掃活動（海岸、河川、公園、道路等の清掃）
青少年健全育成活動	・子ども会、青少年指導育成（スポーツ指導、あいさつ運動、読書会等） ・お年寄りとの交流会、街頭補導等
地域社会活動	・防災活動、防犯パトロール、交通安全活動 ・子育てサロン ・公民館・自治会活動（総会、役員会、地域の清掃、文書の回覧・配布、運動会、豊年祭、文化発表会、敬老会、生年祝い、成人祝い等）

注1：市民活動が行われる市内の活動場所と活動者の住所との通常の往復中の事故も対象となります（あらかじめ活動者として名簿等に記載されている者の傷害事故を対象とし、第三者への賠償事故は対象外）。

注2：市民団体の構成員名簿や計画書の参加者名簿にあらかじめ記載されている者が、打ち合わせ、事前調査等で市外に赴く場合の活動中の事故並びに活動者の住所との往復中の事故も対象となります（活動者の傷害事故を対象とし、第三者への賠償事故は対象外）。

保険の対象とならない活動・事故

市民活動保険の対象とならない活動・事故の主な具体例を以下に示します。

対象とならない活動の主な具体例

①日本国外における活動

- ・ 海外視察活動

②政治、宗教、営利目的の活動

- ・ 政党支援や政治家支援の活動や政治施策に対するデモ活動
- ・ 神社やお寺、宗教が関わるお祭り等の活動

③自助的・懇親目的の活動

- ・ 個人が自助的に行う活動（自宅近所の草刈など）
- ・ 会員相互のための勉強会や研修会、親睦会（カラオケサークルなど）、PTA・父母会活動

④職場などの行事活動

- ・ 政治・経済団体、労働団体の活動と認められるもの

⑤学校等管理下の児童生徒の活動

- ・ 学校・幼稚園・保育所管理下での事業活動
- ・ 学校等主催行事活動（学校施設の清掃奉仕作業、運動会の準備等）

⑥危険度の高い活動

- ・ チェーンソー・重機等を使用する活動、野焼き、山岳登山、高所作業
- ・ 危険度の高い祭り

対象とならない事故

傷害補償

- ・ 故意による事故
- ・ 戦争、暴動等の社会的騒乱による事故
- ・ 地震、津波、洪水等の天災による事故
- ・ 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・ 疾病又は心神喪失による事故
- ・ 自覚症状しかない腰痛、むちうち症

賠償補償

- ・ 故意による事故
- ・ 戦争、暴動等の社会的騒乱による事故
- ・ 地震、津波、洪水等の天災による事故
- ・ 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・ 建設工事等による事故
- ・ 交通事故等の自動車による事故

補償の内容・金額について

補償内容・金額（支払額または支払限度額は下記のとおりです。）

傷害補償	急激かつ偶然な外来の事故で、活動中の者が死亡または負傷した場合を対象	補償の種類	補償要件	支払額
		死亡	傷害事故により180日以内に死亡の場合	500万円
		後遺障害	傷害事故により180日以内に後遺障害を生じた場合	後遺障害の程度により 20～500万円
		入院・通院	傷害事故により入院又は通院治療を受けた場合	入院：3,000円／日（180日を限度） 通院：2,000円／日（90日を限度）
		手術	入院保険の支給事由に該当かつ手術を受けた場合	手術の種類に応じて 1.5万円または3万円

賠償補償	市民活動団体または活動者の過失により、他人の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合を対象	賠償の種類	補償要件	支払限度額
		身体賠償	他人の身体に傷害を与えたとき	1名につき1億円 1事故につき2億円 ※自己負担額：5,000円 ※生産物賠償は保険期間中限度額2億円
		財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1事故につき500万円 ※自己負担額：5,000円
		保管物賠償	他人からの預かり物や管理物に損害を与えたとき	1事故につき500万円 ※自己負担額：5,000円 ※保険期間中限度額500万円

※生産物賠償とは、例えば団体で作った料理を食べた第三者が食中毒を起こした場合や、第三者に作って渡した物が、事故を引き起こした場合の賠償をいう。

※保険期間中限度額とは、同一種類の補償における限度額をいい、保険期間中にこの額に達して以降は、同様の事故が新たに起きた場合、補償の対象外となる。

補償に関する疑問 Q & A

問1

この保険には、加入手続きが必要ですか？

答

保険の契約者は石垣市なので、加入の手続きは必要ありません。

問2

保険料の支払が必要ですか？

答

保険料は石垣市が負担するので、支払の必要はありません。

問3

PTA 活動は保険の対象になりますか？

答

市民活動保険は、公益性のある市民活動中に生じた傷害事故・賠償事故を補償する保険です。PTA 活動は、子供の学校生活のために行う活動であり、公益性がないため、対象外となります。

問4

実費弁済とはどのようなものをいいますか？

答

実費弁済とは、市民活動を行うにあたっての交通費や昼食代などの実際にかかった費用を指します。時給・日給・月給で報酬が支払われる場合については実費弁済に含まれません。

問5

PTA で非行防止のための夜間パトロールをしています。保険の対象になりますか？

答

この場合のパトロールは、PTA 活動として行われているため、対象とはなりません。

問6

学校の部活動は、保険の対象となりますか？

答

部活動は、学校管理下にある活動であるため、対象外となります。

問7

PTA には加入していませんが、近所の学校の清掃を手伝った際にケガをした場合、保険の対象となりますか？

答

学校の清掃は、学校の管理下の活動とみなされるので、対象とはなりません。

問8

少年野球チーム等で子どもがケガをした場合、保険の対象となりますか？

答

対象となります。

問9

自宅周辺の道路清掃は保険の対象になりますか？

答

自宅周辺の清掃は、公益性のある活動とはならないため、対象外となります。ただし自治会等で清掃区域を割り当てられている場合は、公益性のある活動とみなし対象となります。

- 問10** 自治会が行う豊年祭等は保険の対象となりますか？
- 答** 豊年祭などが自治会主催のものであれば対象となりますが、それ以外の宗教的な祭りは対象外となります。
- 問11** 自治会役員をしていて、報酬をもらっていますが、私がケガをした場合、保険の対象となりますか？
- 答** 報酬が交通費や食費などの実費（実費弁済）を超えていると認められる場合は、対象とはなりません。
- 問12** 自治会会員の忘年会等での事故は保険の対象となりますか？
- 答** 忘年会など単なる会員相互の懇親会は対象外ですが、式典の祝賀会などの場合は対象となります。
- 問13** 公民館協議会による自治会会員のための研修会に参加して事故にあった場合は、保険の対象となりますか？
- 答** 会員のための研修会・勉強会は公益性のある活動とはいえないため、対象とはなりません。
- 問14** 自治会主催の豊年祭での旗頭の事故は、保険の対象となりますか？
- 答** 豊年祭は、だんじり祭りなどの危険な祭りではないため、対象となります。
- 問15** 自治会の清掃で草刈機を使用しての事故は、保険の対象となりますか？
- 答** 傷害補償および賠償補償、いずれの場合も対象となります。
- 問16** 自治会の清掃でチェーンソーを使用しての事故は、保険の対象となりますか？
- 答** チェーンソーは、危険度が高く使用に際しては特に注意を要する機械のため、傷害補償・賠償補償ともに対象外となります。
- 問17** 自治会で道路の清掃作業中に車にはねられた場合は、保険の対象となりますか？
- 答** 対象となります。
- 問18** 自治会で道路の清掃作業中に軽トラックで通行人をはねた場合は、保険の対象となりますか？
- 答** 自動車での第三者への賠償補償は、対象とはなりません。
- 問19** 自治会で道路の清掃作業中に、草刈機の飛び石が、他の人の車の窓ガラスを割ってしまいました。保険の対象となりますか？
- 答** 賠償補償の財物賠償に該当し、対象となります。
- 問20** 自治会で道路の清掃作業中に、草刈機の飛び石が、自分の車の窓ガラスを割ってしまいました。保険の対象となりますか？
- 答** 市民活動保険における賠償補償については、第三者に対する補償となっているため、自己の所有物に対する損害は対象外です。

- 問 21** 自治会主催の豊年祭の準備中に炊き出しを行い、食中毒が発生し入院者が出た場合、保険の対象となりますか？
- 答** 対象となります。
- 問 22** 自治会清掃中に会員が草刈機を使用して、他の会員にケガをさせました。ケガをした人が損害賠償を訴えた場合、賠償補償と傷害補償の両方の対象となりますか？
- 答** ケガをさせた人とケガをした人の双方が会員の場合は、賠償補償と傷害補償の両方の対象となります。
- 問 23** 自治会総会に行く途中で転んでケガをしました。保険の対象となりますか？
- 答** 自宅から総会場所への通常の経路での往復中の事故であれば、傷害補償の対象となります。
- 問 24** 自治会総会に行く途中で通行人にぶつかり、ケガをさせました。保険の対象となりますか？
- 答** 活動場所への往復中の事故については、第三者への賠償補償は対象とはなりません。
- 問 25** 他市で行われる自治会活動の発表会に、自治会長が参加したところ、転んでケガをしました。保険の対象となりますか？
- 答** 発表会が、単なる研修会ではなく公益的活動と認められる場合は、対象となります。
ただし、他市で行われる活動に参加中の傷害については、当該参加者が石垣市内に本拠地を有する市民団体の構成員である場合にのみ対象となります。
- 問 26** 応援者・観客のケガは、保険の対象となりますか？
- 答** 観覧者や応援者が、スポーツ活動に直接起因して傷害を被った場合は補償対象となります。※観覧者・応援者の傷害補償についてはスポーツ活動に限ります。
スポーツ以外の活動においては、スタッフが応援者にケガをさせて、損害賠償責任が発生した場合は、賠償補償の対象となります。
- 問 27** 地域の運動会で二人三脚中に参加中転んで足を捻挫してしまいました。この場合は対象となりますか？
- 答** 自治会や町内会等が主催する地域の運動会は対象となります。
- 問 28** 自治会の防犯パトロール中、つまづいて転び、手をついた拍子に腕が骨折してしまいました。この場合は対象となりますか？
- 答** 公益性のある活動となるため対象となります。
- 問 29** 神社を会場とした、自治会主催の地域ふれあい祭り中にスタッフがけがをしました。この場合は対象となりますか？
- 答** 対象となります。神社におけるお祭りでも、自治会主催など宗教色が薄く、地域的な行事の場合には対象となります。

問 30 自治会のお祭りの準備に向かう途中、自転車で転んで腕を骨折してしまいました。この場合は対象となりますか。

答

対象となります。ただし、自宅の敷地内での事故の場合や、途中ついでにどこかのお店へ立ち寄って、私的な買い物をしてから向かった場合などは対象外となります。
なお、事前に補償対象者として、団体が定める名簿に登録されているものに限りします。

問 31 お祭りの神輿かつぎでケガをした場合は対象になりますか。

答

お祭りの参加者や運営スタッフについては、補償対象となります。ただし、沿道で観覧している市民については、傷害補償の対象外となります。

問 32 お祭りの神輿かつぎで沿道の観覧者にケガをさせた場合は対象になりますか。

答

お祭りの参加者や運営スタッフが、観覧者にケガをさせ、損害賠償責任が発生した場合は、賠償補償の対象となります。

問 33 お祭りの子ども神輿の担ぎ手を子ども会に依頼し、子どもがケガをした場合は対象となりますか。

答

対象となります。お祭りが公益性のある活動であれば、参加した子供については市民活動の参加者として補償対象となります。

問 34 子ども会の事業でドッジボール大会の練習をしていたところ、子どもがつき指をしました。この場合は対象となりますか。

答

地域・市主催の行事については、公益性がある活動となるため、対象となります。
ただし、学校管理下にある活動については、対象外となるため、ご注意ください。
対象となる活動の詳細については、市の担当者へご相談ください。

問 35 老人会で清掃活動をしていて、ケガをしてしまいました。この場合補償の対象となりますか。

答

対象となります。老人会の清掃活動は、公益性のある活動といえるため、対象となります。ただし、報酬等をもらっている場合は、対象外です。

問 36 市が主催するイベントや講座におけるケガはすべて対象となりますか。

答

市が主催する行事・イベントについては、公益性のある活動とみなすため、対象となりますが、一部、危険度の高い活動等、補償対象外となる活動もあるため、詳細は市のご担当者へご確認ください。
また、補償対象となる活動であっても、観覧者および応援者については、補償対象外となりますので、ご注意ください。
なお、スポーツ活動については、観覧者や応援者がスポーツ活動に直接起因して傷害を被った場合は参加者とみなし、補償対象となります。

事故が発生した場合の手続

ボランティア活動において事故が発生し、第三者に損害を与えたり、ボランティア従事者の怪我・死亡の場合の手続は、以下のとおりです。

傷害補償	ボランティア従事者	石垣市	保険会社代理店	保険会社
	①事故発生通知書提出 (30日以内)			
	②事故報告書、事故証明書提出			
		③事故報告書提出		
		④保険金請求書送付		
		⑤保険金請求書提出		
			⑥各種書類提出	
				⑦保険金支払い

※ボランティア従事者から石垣市への書類の提出は、団体の場合は原則として団体責任者において行ってください。

- ・事故発生通知書（様式1）※石垣市のHPでダウンロード
- ・事故報告書（様式2）※石垣市のHPでダウンロード
- ・事故証明書：当日の活動者名簿、団体規約、事業計画書、行事のチラシ、経路がわかる地図など

賠償補償	市民個人／ 団体責任者	補償対象者 (加害者)	石垣市	保険会社代理店	保険会社
	①事故発生通知書提出				
	②事故報告書、事故証明書提出				
			③事故報告書提出		
			④保険金請求書送付		
			⑤保険金請求書提出		
				⑥各種書類提出	
					⑦保険金支払い

保険金支払時の必要書類

保険に該当する事故の報告及び保険金請求に必要な書類は、以下のとおりです。

書類の種類	提出者	傷害補償	賠償補償	備考
1 市民活動事故発生通知書（様式 1）	市民個人・ 市民団体 責任者	○	○	
2 市民活動事故報告書（様式 2）		○	○	
3 市民活動中の事故であることを証明する書類		○	○	
①当日の活動者名簿		○	○	
②団体規約		○	○	
③事業計画書・年間計画書		○	○	
④行事のチラシ	市民個人・ 市民団体 責任者	○	○	
⑤経路がわかる地図など		○	—	※ 1：自宅から活動場所への往復途上時のケガの場合に提出 ※ 2：賠償補償については、往復途上の事故は対象外
4 保険金請求書	石垣市	○	○	

※様式 1、様式 2 は、下記の石垣市平和協働推進課のホームページにアクセスしてダウンロードしてください（スマートフォン等であれば、右の QR コードをご利用できます）。

https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/heiwa_kyodo/shiminkyoudou/katsudouhoken/index.html



または、パソコン・スマートフォンであれば、ネット上の検索エンジンを利用してホームページにアクセスできます。

石垣市 市民活動保険

検索

お問い合わせ先等

事故が発生した場合やこのご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

石垣市 市民保健部 平和協働推進課 市民協働係

☎ 907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

TEL 0980-82-1253 FAX 0980-87-9251

E-mail heiwa@city.ishigaki.okinawa.jp

URL https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/heiwa_kyodo/index.html